第3章

良好な景観形成に関する方針

３・１　市全体の景観形成方針（景観法第８条第３項）

（１）景観形成方針の構成

景観形成の目標の実現に向けて、富士吉田らしさがあふれる美しく快適な景観の形成に向けた取組を積極的に進め、市民が愛し誇れるまちを目指すための景観形成に関する方針を次のように定めます。この方針は、市民、事業者、設計・施工者、行政が共有する景観に関する指針となります。

●良好な景観形成に関する方針の構成

■景観形成の理念と目標

【良好な景観形成の目標像】

「富士山を未来にひきつぐ　おもてなしの景観創造まちづくり」

【基本理念】

継承　保全　創造　育成

【景観形成の目標】

目標1. 市民共有の財産である緑と水の骨格を活かした景観づくり
目標2. 快適な生活環境を実感し来街者にも愛着のもてる景観づくり
目標3. 市民の心を豊かにする景観づくり
目標4. 市民、事業者、設計・施工者、行政の協働により進める景観づくり

■市全体の景観形成方針

①自然景観の形成方針
ふるさとの原風景である自然景観を継承・保全する
②里地・里山景観の形成方針
里地・里山景観を保全・育成する
③歴史文化的景観の形成方針
富士山とつながりのある歴史的景観等を継承・保全する
④眺望景観の形成方針
市民のシンボルである富士山の眺望景観を保全・育成する
⑤市街地の景観形成方針
山並みと調和し個性を活かす市街地景観を創造・育成する
⑥公共施設の景観形成方針
公共施設景観を創造・育成する
⑦協働の景観づくりの方針
マナーの向上とルールに基づきみんなで取り組む協働の景観づくり

■類型別の景観形成方針

①景観ゾーンの形成方針と配慮すべき事項
山並み景観ゾーン、富士山麓景観ゾーン、里地・里山景観ゾーン、市街地景観ゾーン
②景観軸の形成方針と配慮すべき事項
富士登山自然景観軸、河川景観軸、歴史・文化景観軸、南北市街地景観軸、東西市街地景観軸
③景観拠点の形成方針と配慮すべき事項
富士山眺望景観拠点、歴史的景観拠点、富士山駅周辺景観拠点、月江寺駅周辺景観拠点、北・東・西エントランス景観拠点

（2）市全体の景観形成方針

市全体の景観形成方針の体系は次のとおりで、７つの方針で構成します。方針に基づき景観形成の取り組みを進める際には、景観の向上のみならず住環境の向上、文化財の保存、地域の活性化なども合わせながら展開し、より良い景観まちづくりを目指していきます。

●景観形成方針の体系

1）自然景観の形成方針 ふるさとの原風景である自然景観を継承・保全する	①市のシンボルである富士山麓の景観をまもっていきます。 ②市街地の背景となる緑豊かな山並みや丘陵地は、積極的な景観保全施策を図ります。 ③河川や湖沼などの水辺景観の整備を図ります。
2）里地・里山景観の形成方針 里地・里山景観を保全・育成する	①集落と農地が一体となった里地・里山景観を保全・育成します。 ②水田や畑のある農村景観を保全・育成していきます。 ③農業や地域の生活の歴史を表す水路や溜池の景観をまもっていきます。
3）歴史文化的景観の形成方針 富士山とつながりのある歴史的景観等を継承・保全する	①富士山信仰に関わる景観を継承・保全します。 ②地域の歴史を感じる社寺や樹木などのある景観を継承します。 ③地域の祭りや行事などの景観をまもっていきます。
4）眺望景観の形成方針 市民のシンボルである富士山の眺望景観を保全・育成する	①富士山への眺望ポイントをまもり育成します。 ②市街地からの富士山への眺望を保全・育成します。 ③市街地のどこからも目にすることができる山並み景観に対する主要な視点場に配慮した眺望景観の整備・保全を図ります。
5）市街地の景観形成方針 山並みと調和し個性を活かす市街地景観を創造・育成する	①にぎわいと魅力ある中心市街地の景観を創ります。 ②周辺と調和した沿道商業地の景観を創ります。 ③身近な環境と調和した地域らしさの感じられる住宅地景観を創ります。 ④住宅地と工場等が調和した街並み景観を創ります。
6）公共施設の景観形成方針 公共施設景観を創造・育成する	①美しい道路景観を創り育成します。 ②安心が感じられる歩行者空間の景観を創り育成します。 ③景観を先導しモデルとなる公共建築物の景観を創ります。 ④地域と結びついた公園・緑地景観を創造・育成します。
7）協働の景観づくりの方針 マナーの向上とルールに基づきみんなで取り組む協働の景観づくり	①市民が積極的に景観を知り、学ぶ機会を創ります。 ②景観や環境の美化に関する意識を高めていきます。 ③景観に係る市民、事業者等のまちづくり活動を支援し、活動の励みとなる場や機会を設けていきます。 ④地域景観に配慮した適切な開発や建築を誘導します。 ⑤景観を阻害する要因を改善します。

１）自然景観の形成方針

①市のシンボルである富士山麓の景観をまもっていきます。

・市民、事業者、行政の協働による清掃美化活動や登山客のマナーの啓発などを進め、ゴミのない美しい富士山麓景観を維持します。

・富士山麓の公有地などは、関係団体や林業関係者と連携を密にするとともに、市民、事業者、行政の協働による自生種の樹木などの育苗を進め、彩りある森林景観を保全します。

・富士山麓において必要な土地利用が行われる場合は、建築物の形態や色彩、敷地の緑化などを規制・誘導することにより、積極的な景観保全施策を図ります。

②市街地の背景となる緑豊かな山並みや丘陵地は、積極的な景観保全施策を図ります。

・新倉山や杓子山など市の東西地域の骨格を形成する山並み景観は、優良な自然環境として適切に保全します。

・丘陵地において、自然環境や森林景観に配慮しながら、林道、作業道、散策路や広場、案内サインの整備や改良を進め、丘陵地の自然や富士山への眺望を楽しむことの出来る空間を充実します。

・丘陵地において必要な土地利用が行われる場合は、周辺と調和した建築物の形態や色彩、敷地の緑化などを規制・誘導します。

・富士の森づくり

・案内・誘導サインの例（市愛唱歌モニュメント）

③河川や湖沼などの水辺景観の整備を図ります。

・河川・水路の整備・改修に際しては、安全を確保するとともに、河川の特性などに配慮し、周辺と調和した景観を創出します。また、自然や生態系に配慮した多自然型川づくりに取り組み、水辺の景観形成を図ります。

・市民、事業者、行政の協働による河川や湖沼のゴミ拾い、草刈りや堆積土砂の除去などの清掃活動等を通して、ゴミのない美しい河川景観を保全します。

・川沿いに植栽や遊歩道を整備した多自然型川づくり

・川をきれいに（東町連合自治会一斉河川清掃）

２）里地・里山景観の形成方針

①集落と農地が一体となった里地・里山景観を保全・育成します。

・既存集落地では、田園景観や里地・里山景観の保全を図るべく、市民等とともに適正な景観形成を推進します。具体的には、地域のまちづくりを検討する中で、適宜、建築物の形態や色彩、屋敷林の保存や緑化などのルールをつくり、周辺の自然景観との調和を図ります。
・生け垣や庭の緑化を促進します。
・新たな宅地化に際しては、集落内または近接する区域に誘導し、農村景観や農業環境に配慮していきます。

②水田や畑のある農村景観を保全・育成していきます。

・里地・里山景観の保全と背景となる山並み景観との調和を維持します。
・農業生産基盤などの整備に際しては、地域や周辺の自然環境に配慮し、周辺景観との調和を図ります。
・耕作放棄地対策を推進します。例えば、観光農園を開設し、都市住民との交流を視野に入れた農業を展開し、農業基盤の維持に努めます。

・山並みと調和した田園景観（城山東土地改良区）

・里地・里山体験学校

③農業や地域の生活の歴史を表す水路や溜池の景観をまもっていきます。

・福地用水路等の灌漑用水や温水溜池等の維持管理に努め、農業や地域の生活の歴史を表す景観を保全します。
・鎮守の森等の社寺や道祖神等の石造物、湧水などの歴史資源及び、富士山への眺望などを活用して、集落の価値を高め、地域らしい景観を演出します。

・福地用水

・温水溜池

３）歴史文化的景観の形成方針

①富士山信仰に関わる景観を継承・保全します。

・富士山信仰の残る御師の通りの環境の保全と街並み景観の保全を図ります。

・世界文化遺産の登録にともない増加が予想される観光客への対応として、観光拠点等への案内看板やサインの設置を行います。また、ごみの不法投棄や建造物等への落書き、奇抜なデザインの屋外広告物の掲出など、良好な景観を損ねる行為を規制・誘導します。

・国道 138 号の拡幅・整備については、北口本宮冨士浅間神社周辺の歴史的景観に配慮したものとなるよう国県と協働で進め、同時に周辺環境の一体的整備についても検討します。

・富士登山道は、北口本宮冨士浅間神社を起点とする江戸時代に盛んに行われた信仰登山道として活用された道で、歴史の道でもあります。文化・歴史的な資源が点在している歴史的な景観軸を保全します。

②地域の歴史を感じる社寺や樹木などのある景観をまもり継承します。

・各地域にある神社仏閣や鎮守の森、遺跡や史跡、祠及び、巨木や古木など隠れた歴史資源の掘り起こしや保全と活用を行い、必要に応じて重点整備地区や景観重要建造物等の指定を行います。

・数多くの優れた歴史的文化遺産や伝統文化を継承し、その担い手となる人たちの育成を図ります。

・富士登山道

・引接山西方寺と御師の石像

③地域の祭りや行事などの景観をまもっていきます。

・祭りや伝統行事や芸能、イベントなど、各地域を特徴づける身近な景観資源を継承します。

・市のにぎわいを演出するため、まちの拠点や観光スポットには人が集える空間を確保し、また、公共施設のオープンスペースなどは祭りなどのイベントに利用できるようにしていきます。

・人が集う空間では、市民・来訪者の誰もが富士吉田市のまちの楽しさやにぎわいを感じられるように、景観の維持・演出を行い、市の景観の特徴を活かした観光交流の推進を図ります。

・吉田の火祭り

・駅前の交流広場の例（宮崎県日向駅）

４）眺望景観の形成方針

①富士山への眺望ポイントをまもり育成します。

・新倉山浅間公園、堂尾山公園、富士北麓公園等の主要な眺望ポイントにおいては、建築物や人工林などが遮らないように、富士山への眺望をまもります。

・来街者に対し眺望ポイントへの誘導を積極的に行うため、案内サインや誘導サインの整備、駐車スペースの整備などにより、誰もが富士山の眺望を楽しむことができるようにします。

②市街地からの富士山への眺望を保全・育成します。

・市街地の眺望スポットでは、周辺における無電柱化、街並みと調和した建築物の形態や色彩のルールづくり、屋外広告物や電波塔の設置の規制・誘導などにより、富士山への眺望をより質の高いものへとしていきます。

・富士見バイパス等一部無電柱化された路線はありますが、特に南北軸を形成する主要道路は無電柱化を進め、眺望景観を阻害する要因を削減していきます。

・左：昭和通りの現状（電柱と大型看板が林立）　・右：電柱をなくし看板を下げ、富士山の眺望を確保（CG）

③市街地のどこからも目にすることができる山並み景観に対する主要な視点場に配慮した眺望景観の整備・保全を図ります。

・優れた眺望点について、その魅力を高めるよう視点場の整備を行います。

・広く知られていない眺望点を発掘し、インターネットの活用やガイドブックを作成するなどその周知を図ります。

・富士パインズパークからの富士山の眺望　　・展望広場の例（横浜四季の森公園）

５）市街地の景観形成方針

①にぎわいと魅力ある中心市街地の景観を創ります。

・本町通り等の中心市街地は、無電柱化を促進し、地域に根ざした魅力ある商店街づくりを支援します。

・商店街の建築物については、歴史的な街並みや周辺環境と調和した形態・意匠等のルールづくりを進め、特色ある街並み景観を創造し、再生を図ります。

・中心市街地は、地区ごとの特徴を活かした街並み景観となるよう、「まちかど」、「道すじ」、「中間領域（道路と敷地の接する部分）」を活用した景観の形成を図るとともに、花や緑による都市緑化の推進を図ることにより、街並み景観を演出します。

・富士山駅周辺は、駅前広場整備の検討、建築物や屋外広告物の形態、意匠などを適切に誘導し、市の玄関口にふさわしい格調高い景観を創造します。

・大規模な建築物などは、沿道景観に大きな影響をあたえることから、圧迫感を和らげるための壁面線の位置の後退やファサードデザインの工夫、周辺の街並みのスカイラインや屋根形状、色彩との調和などに一層配慮します。

・まちなかにある水路、歴史的な建築物、緑等を活用して、ポケットパークや休憩スペース、歩道、路地などを整備し、まち歩きが楽しくなる魅力的な景観を創造します。

・花のある街並み（スイス）

・水路の流れる歩道（飛騨古川）

・緑あふれる駅前広場

・ポケットパークの例（美濃市加治屋まち）

・総社市まちかど郷土館（街角に特徴的な建築物を配置）

・そぞろ歩きが楽しい路地（神楽坂）

②周辺と調和した沿道商業地の景観を創ります。

・幹線道路沿道の商業地は、建築物の壁面の位置、形態や色彩、屋外広告物の規模や高さなどの規制・誘導により、周辺の街並みや背景となる山並み景観と調和した景観を創造します。

・接道部や駐車場の緑化の推進を誘導し、潤いのある景観を創造します。

・左：大型広告物が眺望を阻害している

・右：広告物を小さくして下げ電柱を撤去（CG）

③身近な環境と調和した地域らしさの感じられる住宅地景観を創ります。

・玄関や駐車場周りの緑化、生け垣の奨励等を盛り込んだ緑化協定等により緑化を促進し、緑豊かな住宅地を形成します。

・建築物に関して景観形成基準に基づく適切な誘導を行います。

・新市街地の整備にあたっては、周辺の自然環境や住環境などに配慮した景観の形成を図ります。

・生活道路や公園・緑地、広場等の整備、河川の親水化などを行い、住宅地の核となる魅力的な景観を創造します。

④住宅地と工場等が調和した街並み景観を創ります。

・下吉田地区は、古くから繊維産業が盛んで現在も紡績工場が住宅地の中に点在しています。工場敷地が道路に接する部分の緑化を促進するなど、住宅地環境と調和した景観を創造します。

・工業団地については、建築物の形態や意匠の誘導、緑化の推進などにより、富士山麓の山並み景観と調和した景観を創造します。

・花木で彩られた集合住宅地

・花と緑の溢れる戸建住宅地（金沢市）

６）公共施設の景観形成方針

公共建築物や道路、橋梁や河川、公園等の公共施設は、景観を構成する大きな要素であり、景観形成の先導的な役割を果たすことが求められます。地域の特性や景観に配慮した施設づくりを促進するため、次のような取り組みを図ります。

①美しい道路景観を創り育成します。

街の入り口の演出の例（花壇と噴水）

・まちの入り口である北・東・西の拠点箇所において、花壇や花木の植栽、エントランスサインの設置及び屋外広告物の整理などを進め、個性あるまちの入り口景観を創造します。
・広域幹線の沿道は、街路樹や花による緑豊かな沿道景観の形成など、自然的な景観と調和した富士吉田らしい景観の形成を図ります。
・沿道の良好な自然や集落等の環境に配慮して、ガードレールや街路灯などの形態や色彩、位置などの工夫を推進します。
・景観形成を図る上で重要な地域での電柱や電線類の地中化を促進します。
・街路樹の植栽を推進し、緑豊かな道路景観を創出します。街路樹は、道路網の構成に合わせて樹種を選定し、視覚的にわかりやすい道路網を構築します。樹種は市の木、郷土木、花木などを適宜選択し、特色ある並木づくりを行います。
・市民、事業者、行政の共同によりゴミ拾いや草刈り、街路樹の維持管理などに努め、道路を美しく保っていきます。
・公共サインマニュアルの策定を検討し、観光名所などの案内標識の形態、意匠の統一、誘導サイン、案内サイン等の体系的な構築を図り、目的地へ円滑に移動できる環境を整えます。
・まちかどの景観づくりを進めます。
・老朽化した案内板対策を講じます。

・昭和通りの現況は、電柱や看板が林立し、架線が道路を横断するなど、富士山の眺望を阻害している。

・現状の街路樹は、市の木であるシラカバである。シラカバは、高原の気温の低いところを好む落葉樹であるが、成長が遅く、また樹形も横に広がり整形を保つのが難しい木で、街路樹には不向きである。
街路樹を樹形と紅葉の美しいアメリカフウに変え、演出を行った例（CG）。

②安心が感じられる歩行者空間の景観を創り育成します。

・段差や障害物が少なく、ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが安全で快適な道路づくりを推進します。

・観光施設、文化財、公共施設、公園などを結ぶ歩行者ルートを設定し、楽しく歩けるみちづくりを推進します。

・幅の広いフラットな歩道でまち歩き

・バリアフリーの歩道

③景観を先導しモデルとなる公共建築物の景観を創ります。

・公共施設の建築物や工作物は、市の良好な景観形成を先導的に誘導する役割を担うため、未来の市民の遺産となるような施設整備を積極的に展開していきます。

・官公庁施設や教育施設、コミュニティ施設などの新築、改築、増築などにおいては、建築物の景観モデルとなるように、配置、形態、意匠、色彩などについて、周辺の街並みや自然環境などに一層配慮していきます。

④地域と結びついた公園・緑地景観を創造・育成します。

・少子高齢化にともない利用形態が変化してきた既存公園の再編整備を行い、地域の核となる景観を創造します。

・市民と協働して、緑地空間として多様な機能を持つ公園の整備を行います。

・道路、河川、公園などは市街地における貴重はオープンスペースであり、植樹帯の設置、散策路・自転車道の整備、花木の植樹などを行い、良好な景観形成を図ります。

・西原南公園

・丸ヶ丘公園

7）協働の景観づくりの方針

景観形成方針に示した 1）から 6）までの方針を実現していくため、市民、事業者、設計・施工者、行政が協働で取り組むための方針を示します。

①　市民が積極的に景観を知り、学ぶ機会を創ります。

・市民一人ひとりが景観への理解を深めるとともに、積極的に景観の形成にかかわるよう、市の広報紙等により景観に関する情報を発信するとともに講座等を開催します。
・意向調査で関心の低い若年層の関心を高めるため、小学校、中学校における総合的な学習の時間において、景観を含むまちづくりをテーマに取り上げ、市民や事業者の協力を得ながら、景観まちづくり学習を推進します。
・公民館や地域学習センターでの市民講座において、街並み観察会や歴史探訪、ガーデニングなど景観につながるテーマを取り上げていきます。

富士吉田市役所

・ネットを活用した市の景観に関する情報提供

・市民懇談会の開催

・ガーデニング講習会

・景観まち歩き探訪（月江寺）

②景観や環境の美化に関する意識を高めていきます。

・市民ボランティア活動などによる環境美化活動の推進を支援していきます。
・美化デーや不法投棄対策等、環境美化活動を推進し、ごみのない美しいまちを目指します。
・放置自転車、違法駐車対策など、安全なまちづくりをとおした景観づくりを進めます。
・産業廃棄物の野積みについては、本計画で一定の制限を設け、適切な誘導を図ります。ごみや廃棄物の不法投棄については、マナーの向上や監視・指導の強化により、防止に努めます。

③景観に係る市民、事業者等のまちづくり活動を支援し、活動の励みとなる場や機会を設けていきます。

・市民や事業者が主体となったまちづくり活動を推進するために、市とＮＰＯ等の市民団体との協働により、情報提供、専門家の派遣等の技術面の支援、活動費などの資金面の支援など体制を整備していきます。

・良好な景観形成上重要な建築物や樹木などの保存に対し、資金面の支援を推進します。

④地域景観に配慮した適切な開発や建築を誘導します。

・近年、都市化の進展とともにロードサイド型の店舗の立地、農地の宅地化の進行、森林の伐採、土石の採取などにより、良好な景観が損なわれつつあります。良好な景観の維持向上を図るため、地域に応じて行為の制限を定め、建築行為や開発行為等の適切な誘導を図ります。

⑤景観を阻害する要因を改善します。

店舗立地が進む幹線道路沿道には、屋外広告物が乱立しており、携帯電話用のアンテナ塔の増加、統一感のない標識、案内板、サイン、広告旗などが、良好な地域景観を阻害しています。景観を阻害している要因を改善するため、次のような取り組みを図ります。

・屋外広告物の適切な誘導を図る

屋外広告物については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき規制誘導を図ります。

・その他の景観を妨げている要因を改善する

高圧送電線の鉄塔や近年増加している携帯電話アンテナ塔、電柱・電線類等については、本計画で一定の制限を設けるとともに、設置の際に、設置位置や構造物の形態、色彩などを事業者と協議し、周辺景観に配慮したものとします。

また、景観重要公共施設や景観形成重点地区など、景観上重要な場所については、地域景観に配慮し、地元商業者との協議に基づき電線類の地中化、交通標識等を含めたサイン類の統合・共架などを検討します。

3・2　景観類型別の景観形成に関する方針

景観類型別の景観形成方針及び配慮すべき事項について、次に示します。

（1）景観ゾーンの方針

区　分		景観形成に関する方針と配慮すべき事項
景観ゾーン	山並み景観ゾーン	富士吉田市の景観の背景になる山並みへ違和感を与えないよう、次の点に配慮し、山並み景観の継承と保全を図ります。 ①対象となる建築物・工作物等のボリューム感や色彩等について、周囲との対比を抑えた形態・意匠の工夫をする。 ②対象となる建築物・工作物等の周囲を緑化するなど、周辺の自然環境になじませる工夫をする。 ③周辺からの眺望景観の対象となる場所における建築行為等については特に配慮する。
	富士山麓景観ゾーン	市の南側に広がる大きな台地であり、その雄大な景観は富士山の裾野を形成し、豊かな背景を形成している。山並み景観ゾーンと同様に、次の点に配慮し、山麓景観の継承と保全を図ります。 ①建設が想定される研究所や工場等の建築物・工作物等のボリューム感や色彩等について、周囲との対比を抑えた形態・意匠の工夫をする。 ②対象となる建築物・工作物等の周囲を緑化するなど、周辺の自然環境になじませる工夫をする。
	里地・里山景観ゾーン	田園や斜面緑地との違和感を与えないよう、次の点に配慮し、里地・里山景観の継承と保全を図ります。 ①対象となる建築物・工作物等のボリューム感や色彩等について、周囲との対比を抑えた形態・意匠の工夫をする。 ②既存樹木の保全活用や対象となる建築物・工作物等の周囲への中高木等の配置などにより、周囲の里地・里山景観になじませる工夫をする。 ③緑の保全に努めるなど、里地・里山景観を美しく維持する。
	市街地景観ゾーン	商業地、住宅地、工業地といった市街地景観の特性を踏まえ、その地区にふさわしい街並みを創造するとともに、背景となる山並み景観との調和を図るよう、次の点に配慮し、良好な市街地景観の形成を図ります。 **ア）にぎわいのある商業地景観について** ①秩序の中にも、にぎわいや楽しさが感じられる街並みの連続性の創造に配慮し、ゆとりある空間となるよう建築物・工作物等の配置・形態・意匠・色彩への工夫をする。 ②屋外広告物のデザイン・色彩等は周囲の建築物との調和を図る工夫をする。 **イ）良好な住宅地景観について** ①地区ごとの特色にあわせ個性ある街並み景観を創造し、我がまち意識や落ち着きが感じられるよう建築物・工作物等の配置・形態・意匠・色彩への工夫をする。 ②背景にある山並みの四季と調和させるよう積極的な敷地内緑化等の工夫をする。 **ウ）緑豊かな工業地景観について** ①開放感のある工場地景観の創出に配慮し、落ち着きのある建築物・工作物等の配置・形態・意匠・色彩への工夫をする。 ②背景にある山並みの四季と調和させるよう、緑豊かな敷地周辺の緑化等の工夫をする。 ③物品の集積等を行う場合や工事中の仮設の塀等には、緑化や修景等、周囲の景観との調和が損なわれることのないよう工夫する。

（2）景観軸の方針

区　分			景観形成に関する方針と配慮すべき事項
景観軸	自然	富士登山自然景観軸	市内外から多くの観光客が訪れる登山道であり、周辺の自然環境との調和を図るよう、次の点に配慮します。 ①保全を基本とし、補修などの維持管理に際しては、周囲の自然景観に違和感を与えない形態・意匠の工夫をする。 ②設備類を設置する場合は、景観資源に向けて露出しない等、景観資源に面する部分が美しい設えとなるよう工夫すること。
		河川景観軸	桂川や宮川などの河川景観は、自然豊かなオープンスペースを軸として、開放的な河川の特性を踏まえ、周囲の景観との調和を図るよう次の点に配慮します。 ①水辺環境の保全を図るとともに親水性を重視し、散策ができる道の整備に努める。 ②橋梁整備にあたっては、橋の機能美の創造に努めるとともに、橋上や橋詰が眺望景観拠点となるような配慮をする。 ③水辺に接する場所など河川景観に重大な影響を与える場所においては、次の点に配慮する。 ・水辺と調和した自然素材の活用や落ち着いた色彩の使用 ・水辺に面する部分の積極的な緑化 ・排水管等の設備類を水辺に向けて露出しない等、河川景観に面する部分の工夫
	歴史	歴史・文化景観軸	御師の街がある本町通り線は市の歴史・文化の中心となる軸であり、次の点に配慮し、歴史的・伝統的景観の保全と創造を図ります。 ①電線類の地中化を図り富士山への眺望を確保する。 ②地区の環境にふさわしい、富士吉田らしさを感じさせる新たな街並み景観を創造する。 ③サインや案内板の整備を図り、来街者を誘導・滞留させる工夫をする。
	市街地	南北市街地景観軸	富士見バイパス、昭和通り線、中央通り線など南北に走る主要道路は、富士山の眺望の確保に努め、次の点に配慮し、良好な景観形成を図ります。 ①電線類の地中化を推進し、眺望景観を確保します。 ②屋外広告物のデザイン・色彩等は、富士山の眺望に配慮したものとし、沿道の建物との調和を図る工夫をする。 ③街路樹や植栽の活用などにより、みどり豊かな景観となるよう工夫する。また、通りごとに特色のある街路樹を植え、分かり易く親しみのある道路景観を形成する。
		東西市街地景観軸	国道138号、139号、赤坂線、中央通り線など市街地を東西に走る主要道路の沿線について、良好な景観形成を図るよう次の点に配慮し、その背景となる山並み景観と調和した良好な市街地景観の形成を図ります。 ①国道138号の拡幅に際しては、歴史的環境に配慮した、富士吉田のシンボルとなる道路景観の創造を目指す。 ②屋外広告物のデザイン・色彩等は沿道の建物との調和を図る工夫をする。 ③道すじを演出することとなる建築物・工作物等は、周囲の景観に違和感を与えない形態・意匠・色彩とする。 ④街路樹や植栽の活用などにより、みどり豊かな景観となるよう工夫する。また、通りごとに特色のある街路樹を植え、分かり易く親しみのある道路景観を形成する。

（3）景観拠点の方針

区　分			景観形成に関する方針と配慮すべき事項
景観拠点	自然	富士山眺望景観拠点	富士山レーダードーム、富士北麓公園、堂尾山公園、諏訪の森自然公園（富士パインズパーク）、杓子山、富士見孝徳公園、新倉山浅間公園、富士散策公園は、本市のシンボルである富士山を眺望できる景観拠点です。これらの拠点の眺望を継承・保全していくために、次のように配慮します。 ①来街者に対し眺望ポイントへの誘導を積極的に行うため、案内サインや誘導サインの整備、駐車スペースの整備などにより、誰でもが富士山の眺望を楽しむことができるようにする。 ②優れた眺望点について、その魅力を高めるよう視点場の整備を行う。
	歴史	歴史的景観拠点	富士吉田市を代表する北口本宮冨士浅間神社を歴史的景観拠点として位置づけ、次の点に配慮し、重点的にその景観の継承と保全を図ります。 ①信仰の対象ではあるが、市の貴重な観光資源であり、歴史的景観拠点の中心でもある。継承・保全を基本として周辺環境の維持に努める。 ②設備類を景観資源に面した部分に向けて露出しない等、景観資源の阻害要因とならないように配慮する。
	市街地	富士山駅周辺地区景観拠点	富士山駅周辺地区は、富士吉田市を代表する中心市街地であるとともに、来街者が初めて富士吉田市を意識する顔となる地区です。富士山駅周辺を市街地景観拠点として位置づけ、良好な景観形成を図るとともに、秩序の中にも、にぎわいや楽しさが感じられる街並みの創造を目指し、個性ある空間となるよう次の点に配慮することが必要です。 ①世界遺産登録にともない増加が予想される来街者をおもてなしする駅前広場整備を検討する。 ②建築物や工作物は、統一のある街並みの創造を目指し、デザインや色彩に関するルールづくりを行い、景観をコントロールしていく。 ③屋外広告物の掲出にあたっては、適切な規模、デザインにより、乱雑さを防ぎ、周辺の景観に配慮するなど、影響の軽減等の工夫をする。
		月江寺駅周辺地区景観拠点	「月江寺通り」や「西裏通り」の界隈は、織物産業が盛んであった明治30年代、県内外から集まってきた業者たちが、商いのあとで娯楽を楽しんだ歓楽街の面影が今も色濃く残っています。そうした、特徴のある街並みを活かしたまちおこしが進められていることから、次の点に配慮します。 ①看板建築の修復及び復活による街並み整備を図る。 ②レトロな空間を活用したアートやグルメによるまちの活性化を図る工夫をする。
		北・東・西エントランス景観拠点	市の入口にあたる次の3ポイントについては、植栽やモニュメント等により、まちの入り口を印象づけ、富士吉田らしさを演出する景観創造を図ります。 ①下吉田通り線と富士見バイパスの交差部は、大月方面からの北の玄関口になり、将来は、スマートインターチェンジ周辺が北の入口となることも考慮し、エントランスとしての景観創造を行う。 ②国道 138 号と富士見バイパスの交差部は、市の東の入り口に当たる。ここは市の歴史の入り口でもあり、歴史を感じさせる景観創造を行う。 ③新倉河口湖トンネル出入り口周辺は、市の西側のエントランスとなり、河口湖方面から富士吉田市を意識する重要な景観ポイントとなる。新たなまちの入り口を印象づける工夫を行う。

３・３　地域別の景観形成に関する方針

地域別の方針は、市全体を対象とした景観形成に関する方針及び類型別の景観形成方針を受けて、地区の将来像及び景観に関する方針を定めたものです。

地域区分は、本市の区域の土地の連担性、市民の生活圏域、景観特性などから、４地域に区分し、それぞれの地域ごとに景観形成に関する方針を定めます。

景観計画区域区分図及び前掲の景観構造図との重ね図をつぎに示します。

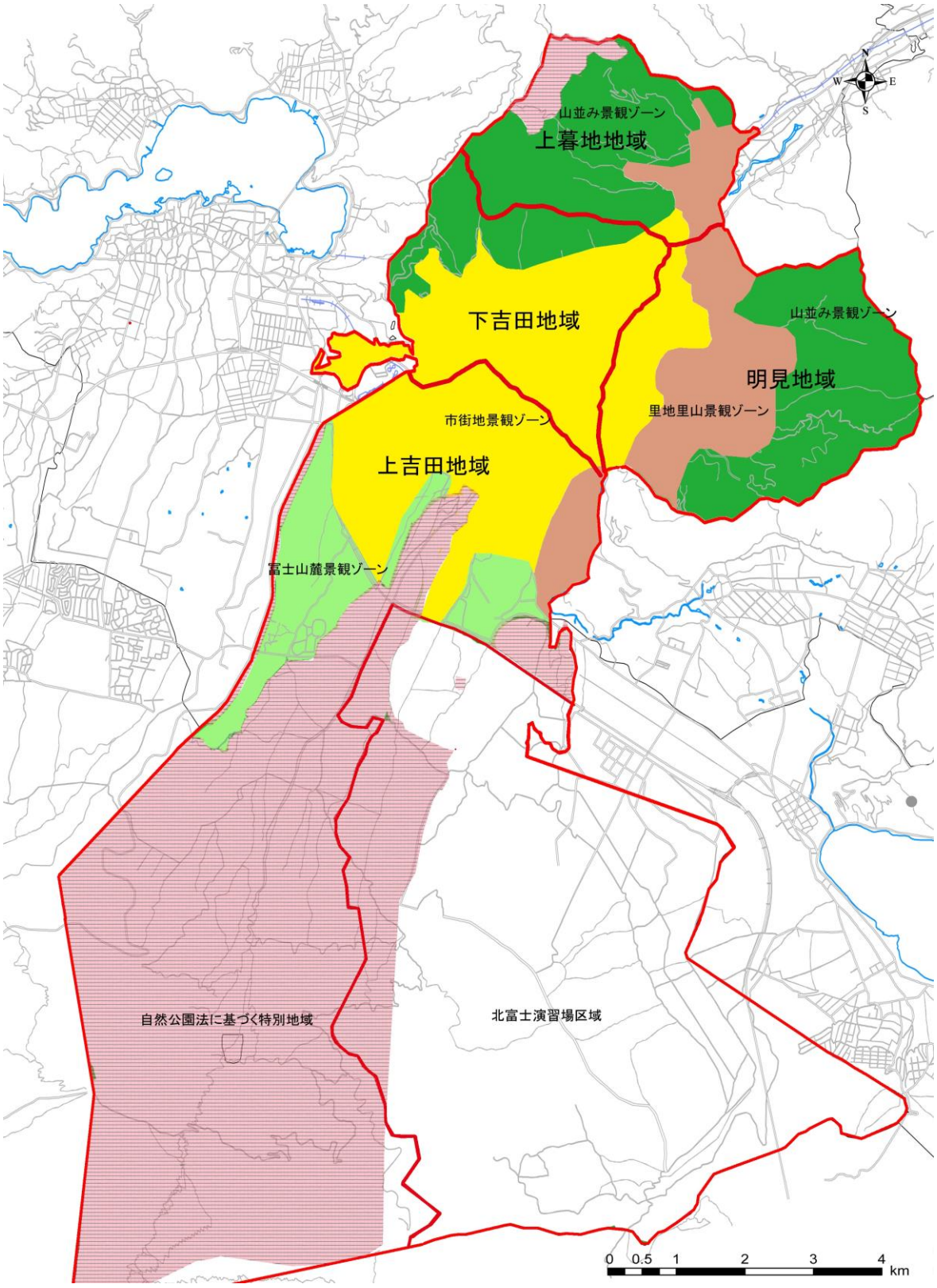

●景観計画区域区分図と景観構造図との重ね図

（1） 上暮地地域

1） 地域の概況と景観特性

■地域の概況

上暮地地域は本市の最北部に位置する地域であり、北から北西部は金峰山などの山地を挟んで、東は国道139号を通じてそれぞれ西桂町と接しています。市街地は寿駅周辺及び国道139号沿道と北西側山地とで囲まれた傾斜地域を中心に位置しています。

地域北西部は富士河口湖町に連なる一団の山地に占められ、この山地を源流域とする桂川の支流（杓子川、翁沢川、数見川）が流れており、豊かな水と緑に恵まれています。また、白糸の滝・三崖の滝・大藤といった地域の名所に加え、市域北部からの地形を活かした美しい富士山眺望があります。

■景観特性

前章で作成した市の景観構造からみた本地域の景観特性は次のとおりです。

【景観ゾーン】
- ◆地域の大部分は山並み景観ゾーンに属している。
- ◆北西側、国道 139 号西桂町に接する地区は里地里山ゾーンになっている。

【景観軸】
- ◆南北市街地景観軸（国道 139 号）

【景観拠点】
- ◆富士山眺望拠点（白糸の滝）

・国道139号上暮地

・上暮地の街並み

・白糸の滝

2）景観形成方針

■地区の将来像

都市計画のマスタープランにおける地域の将来像は次のとおりです。

都市の玄関口としての交通条件の整った、活力あるまち

■景観形成方針

・本市の北の玄関口として良好な景観を形成します。
・国道や幹線道路の沿道については、道路整備と併せ良好な沿道市街地景観を形成していくため、景観形成方針にそって、良好な景観誘導を図っていきます。
・豊かな森林が水源のかん養地となっている金峰山等の緑豊かな山並み景観の保全に努めます。
・桂川水系の支流である杓子川、翁沢川、数見川等の河川は、緑と水、そして生物とのふれあいの場として、良好な河川景観の保全に努めます。
・農地とその生産環境の保全・整備を図るとともに、点在する集落地の里地里山景観の保全に努めます。
・ハイキング白糸の滝コースの維持・管理に努めるとともに、金峰山をはじめとするコース上に富士山眺望視点場の整備を図ります。

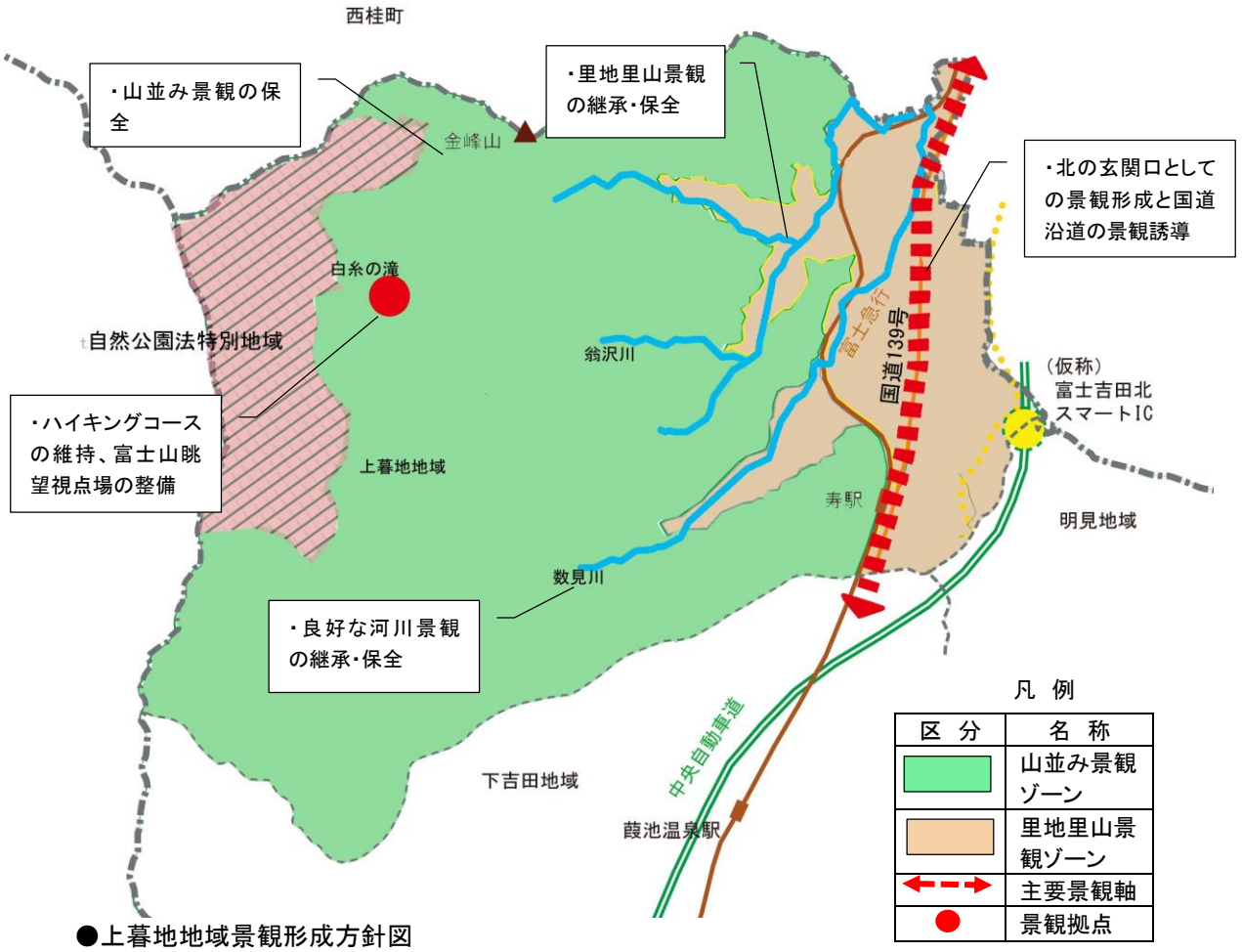

●上暮地地域景観形成方針図

（2） 明見地域

1） 地域の概況と景観特性

■地域の概況

明見地域は本市の最東部に位置する地域であり、北は西桂町と、山地を挟んで都留市と接し、東は杓子山、高座山が連なり忍野村に接しています。西には上吉田地域、下吉田地域を貫流する桂川が流れており、市街地はこの桂川と杓子山、高座山の支脈に囲まれた小扇状地に位置しています。

本地域は、東に標高1,597mの杓子山、標高1,304mの高座山などからなる山地、その裾野から西の桂川沿いの平地までに多様な自然環境を有しています。特に明見湖公園、これに隣接する背戸山やそれに続く農用地区域、杓子山鉱泉を含む一団の環境は地域の貴重な資源となっています。

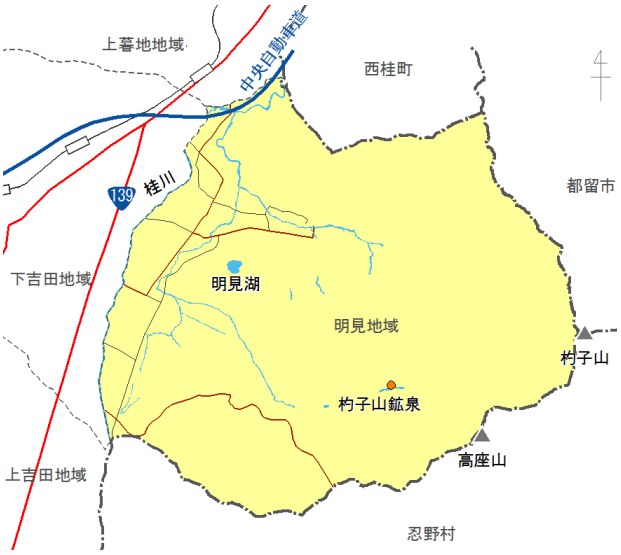

■景観特性

前章で作成した市の景観構造からみた本地域の景観特性は次のとおりです。

【景観ゾーン】

◆地域の東側は山並み景観ゾーンに属していて、地域の約半分を占めている。
◆地域の西側下吉田地域に接する部分は、市街地景観形成ゾーンになっている。
◆山並み景観ゾーンと市街地景観ゾーンに挟まれた地域は里地里山ゾーンになっている。

【景観軸】

◆河川景観軸（桂川）

【景観拠点】

◆景観拠点（明見湖周辺景観拠点）
◆富士山眺望拠点（堂尾山公園拠点）

・明見湖

・杓子山からの富士山と市街地の眺望

・杓子山と明見市街地

・堂尾山富士見台から

2）景観形成方針

■地区の将来像

都市計画のマスタープランにおける地域の将来像は次のとおりです。

〔明見地域の将来像〕

身近な自然をまもり活かす、おだやかな暮らしを育むまち

■景観形成方針

・丘陵地に立地する既存集落地の居住環境に配慮した住宅地景観の促進を図ります。
・地域東側山地や背戸山南側に広がる一団の農用地については、農用地区域に指定されているものの一部住宅地としての転用が進行しているため、無秩序な開発を抑制するための監視をしながら、豊かな里地里山景観と斜面緑地の自然景観の保全を図ります。
・地域北西部の工業系市街地おいては、地区計画等による工場緑化を図るとともに、背景の山並み景観と調和を図る工業地景観を促進します。
・明見湖公園は、市内でも貴重な水辺環境を有し、この機能の維持・充実を図るとともに、景観計画を先導する公共施設景観の形成を図ります。
・河川や農業用水路の機能を保全しつつ、河川景観の保全を図ります。
・広域農道等の沿道の資材置き場等は、周囲の自然景観と調和した景観形成へと誘導します。
・堂尾山公園や杓子山等の富士山眺望拠点の継承・保全に努めます。
・大明見小室浅間神社、小明見冨士浅間神社、慈光院などの身近な歴史的景観資源の保全に努めます。
・整備を進めている（仮称）富士吉田北スマートＩＣ周辺の景観整備に努めます。

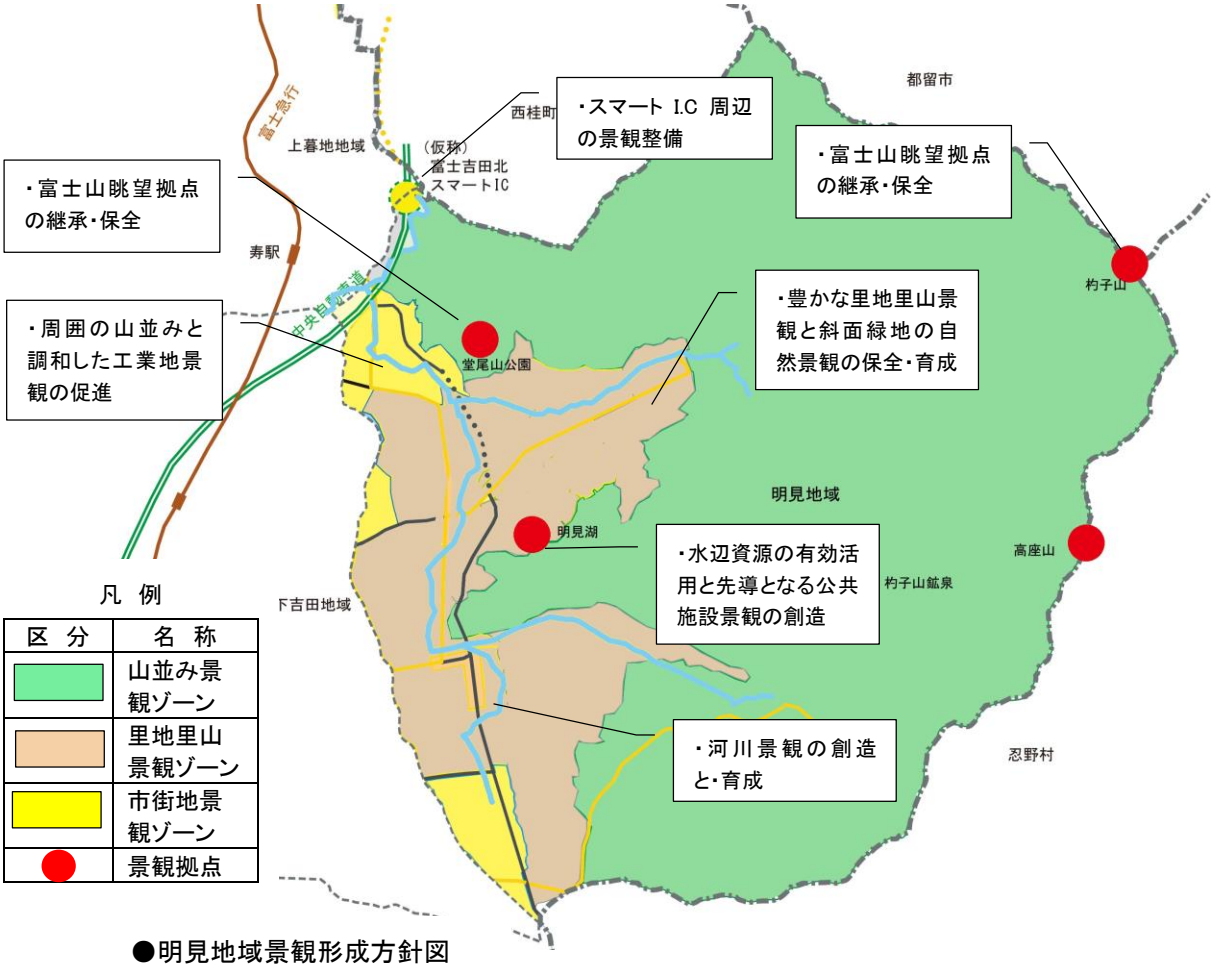

●明見地域景観形成方針図

（3）下吉田地域

1）　地域の概況と景観特性

■地域の概況

下吉田地域は本市の中央部にあたり、官公庁、学校等多くの公共施設が集積されています。地域内の中央を国道139 号（本町通り）が南北に走り、この本町通りを中心に、これと平行する西裏通りとこれを東西に結ぶ中央通り・月江寺通りなどに商店街が形成されています。近年、そのにぎわいの低下が懸念されています。

また地域の北西部の新倉山中腹に五重塔「忠霊塔」があり、新倉山浅間公園として整備されていて、この公園からの富士山の眺望が優れています。

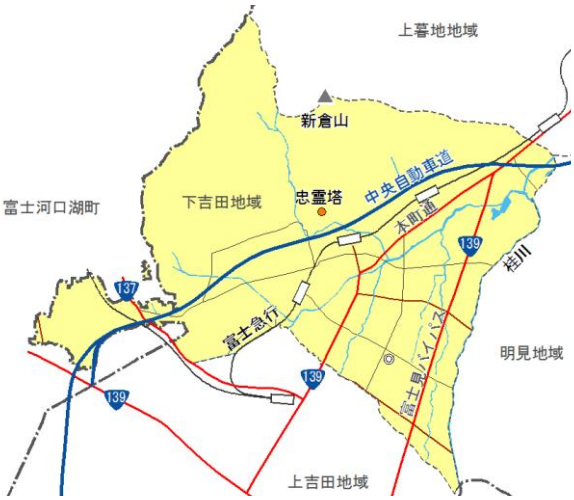

■景観特性

前章で作成した市の景観構造からみた本地域の景観特性は次のとおりです。

【景観ゾーン】
- ◆地域の大部分は市街地景観ゾーンに属している。
- ◆北西側の一部が山並み景観ゾーンになっている。

【景観軸】
- ◆富士山眺望景観軸（富士見バイパス）
- ◆南北市街景観軸（国道 139 号／昭和通り／本町通り））
- ◆東西市街地景観軸（中央通り）

【景観拠点】
- ◆富士山眺望拠点（新倉山浅間公園）
- ◆月江寺駅周辺景観拠点（レトロな街並み）
- ◆北エントランス景観拠点
- ◆西エントランス景観拠点

・春の新倉山浅間公園

・月江寺駅前

・福地八幡宮（下吉田）

・下吉田駅

2）景観形成方針

■地区の将来像

都市計画のマスタープランにおける地域の将来像は次のとおりです・

〔下吉田地域の将来像〕

富士北麓の暮らしの中心となる便利でにぎわいのあるまち

■景観形成方針

・下吉田及び月江寺駅周辺は、レトロな街並みを活かし、良好な商業地景観の形成を図ります。また、幹線道路・鉄道沿線等は、沿道・沿線施設の景観整備を促進するとともに、屋外広告物等の適正な掲出を誘導するなど、良好な道路・鉄道景観の形成を図ります。
・市街地や山裾の緑に囲まれた既存集落地や住宅地の良好な住宅地景観の形成に努めます。
・市街地内に点在する機織に関連した作業所・小規模工場などについては、周辺景観境との調和に配慮しつつ、その操業環境を維持します。
・富士見バイパス沿道地区は、本市の主要な幹線道路であり、近年立地が続く大型店舗等については、広告物や色彩等についてのコントロールを進め、電線類の地中化を図るなどにより、富士山の眺望景観を際立てます。
・同様に、昭和通りや国道139号等の富士山眺望景観軸についても電線類の地中化を推進します。
・桂川の河川緑地や親水空間の保全・整備を行い、河川景観の形成を図ります。
・山並みや富士山等の眺望景観の保全を図るため、仰観景の規制誘導を図ります。また、富士山等が望める視点場となる河川沿いや橋・道路等の整備を図り、眺望景観の形成を図ります。
・新倉山浅間公園等の富士山眺望拠点の継承・保全に努めます。
・市街地内に点在する小室浅間神社や秋葉神社などの歴史的景観資源の保全に努めます。

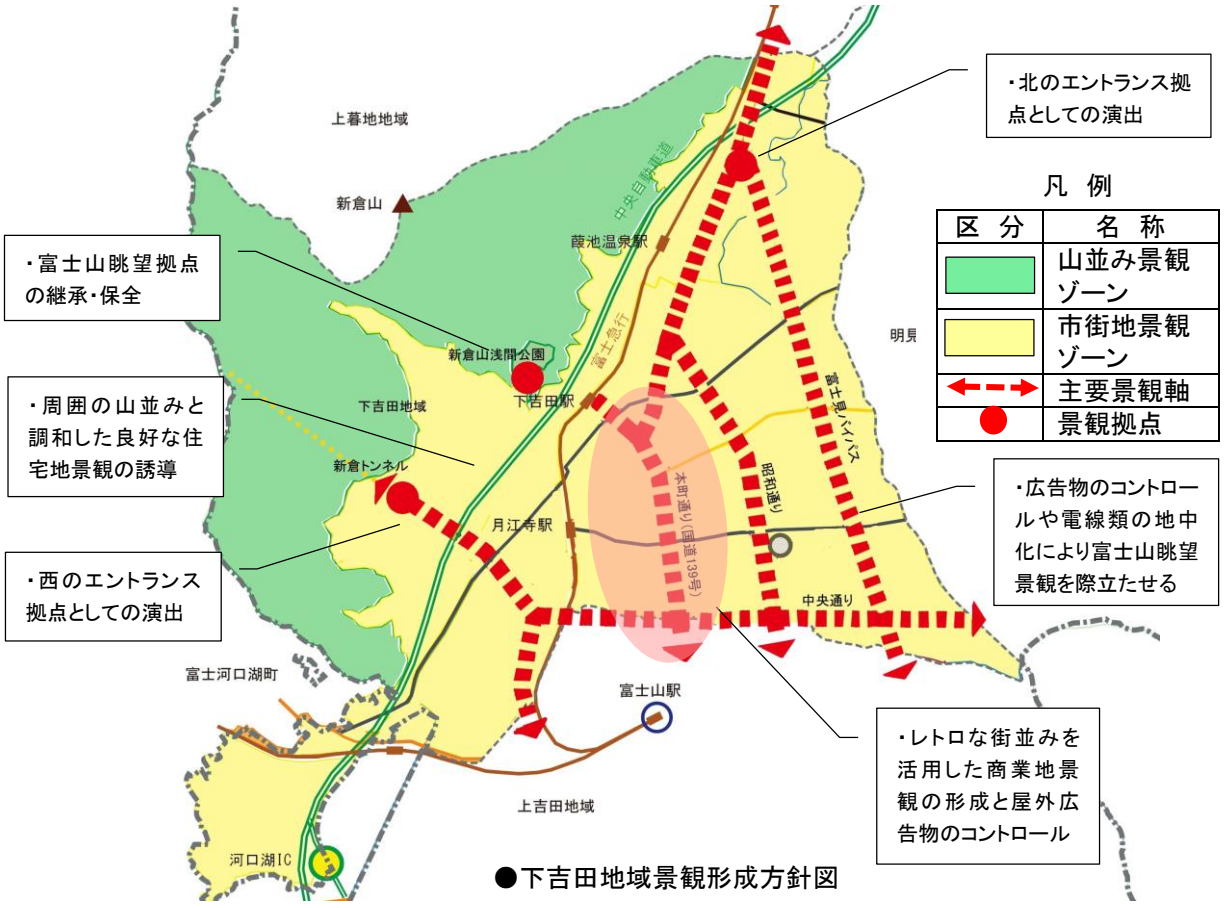

●下吉田地域景観形成方針図

（4）上吉田地域

1）　地域の概況と景観特性

■地域の概況

上吉田地域は本市の最南部に位置する地域であり、地域のほとんどは富士山のすそ野の傾斜地となっています。吉田本通り線沿道の市街地には、古くから富士講の歴史を残す御師住宅などによる歴史的なまち並みが残されており、北口本宮富士浅間神社にかけてのこの周辺は、本市における重要な歴史・文化景観軸であり、富士山世界文化遺産の構成要素になっています。

地域東部には広域交流拠点として、観光・文化・スポーツなどの各種交流施設が集積した「リフレふじよしだ」があります。また、地域西部には県内唯一のテーマパークである「富士急ハイランド」があります。

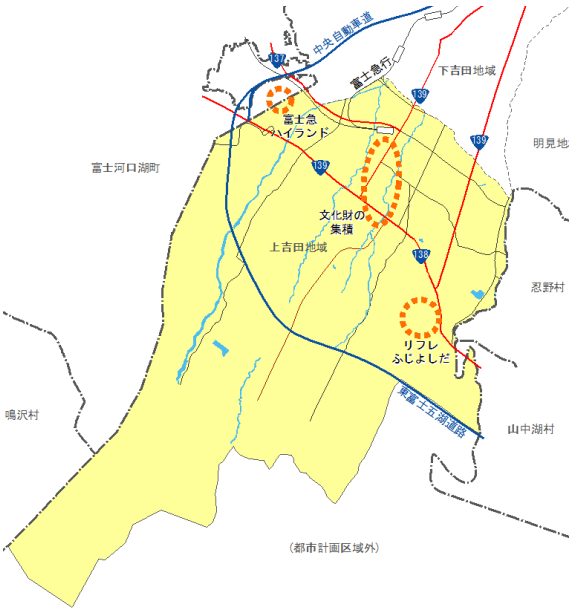

■景観特性

【景観ゾーン】

◆地域の北側は市街地景観ゾーンに属している。

◆南側富士山麓は、富士山麓景観ゾーンと山並み景観ゾーンになっている。

【景観軸】

◆富士山眺望景観軸（富士見バイパス）

◆南北市街景観軸（国道 139 号／昭和通り／本町通り／御師のまち通り）

◆東西市街地景観軸（国道 138 号／国道 139 号／赤坂通り）

【景観拠点】

◆富士山眺望拠点（リフレふじよしだ／富士散策公園／パインズパーク）

◆北口本宮富士浅間神社歴史的景観拠点

◆富士山駅周辺都市景観拠点

◆東エントランス景観拠点

◆里地里山景観拠点

◆富士登山自然景観軸

・富士山北麓（城山東土地改良事業地からの眺望）

・北口本宮富士浅間神社の参道

・リフレふじよしだ（富士山レーダードーム館）

・ふじさんミュージアム敷地内もみじ街道

2）景観形成方針

■地区の将来像

都市計画のマスタープランにおける地域の将来像は次のとおりです・

〔上吉田地域の将来像〕

富士の自然・歴史・文化を活かした広域観光交流のまち

■景観形成方針

・市内で富士山に最も近い地域であり、富士の眺望や景観を守ることが必要となることから、都市的土地利用に伴う眺望や景観の阻害を防止するためのルール（景観条例など）づくりを推進していきます。

・南側の富士北麓の貴重な自然資源が多く残る斜面山林地については、自然公園法の特別地域・普通地域に指定されていることから、広域的な連携に基づき、市民の理解と協力を得ながら自然景観の保全を積極的に推進していきます。

・金鳥居やこれと連なる御師のまち、吉田本通り沿道の市街地については、北口本宮冨士浅間神社の参道であると同時に、富士山の世界文化遺産の構成資産の一部となっていることから、楽しいまち歩きができる環境としていくため、歩行空間の整備を進めるとともに、電線類の地中化、ポケットパークの設置等による沿道景観の整備など、住民・事業者・行政が一体となった魅力ある観光商業景観の誘導を推進します。

・富士山駅及び駅周辺については、市内の公共交通の拠点であり、市外からの主要な玄関口であることから、都市景観形成拠点として位置づけ、駅前広場の整備を図るとともに、歩道整備等のバリアフリー化、駅前広場へのアクセス道路整備など駅周辺地区を一体的に整備することを検討し、まちの玄関口としての機能の充実を図るとともに、まちの顔の形成を図っていきます。

・地域東部の城山東地区における一団の農業生産環境については、里地・里山景観として維持・向上を図るとともに、富士山眺望の視点場の整備を推進していきます。

・リフレふじよしだ周辺は、本市の東の玄関口でもあり、人々の交流の場として整備してきていることから、観光交流施設地として今後もその機能の充実と景観の向上を図ります。

・市西側に位置する県内唯一のテーマパークである大規模集客施設については、観光交流施設に位置づけ、当該施設の用途に限定して新たな施設の立地を抑制するとともに、市の特徴的な景観を維持していきます。

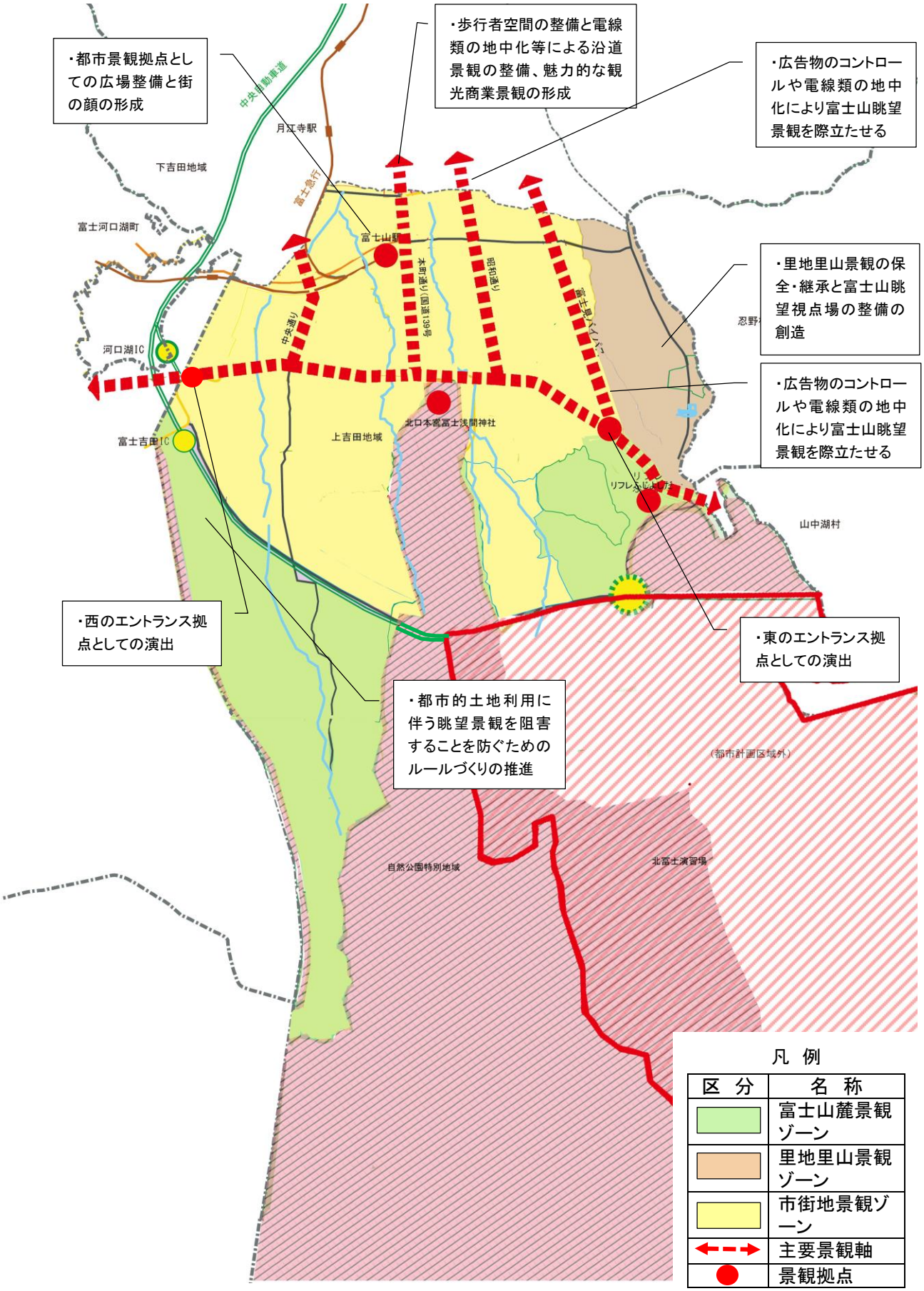

●上吉田地域景観形成方針図